

「第 70 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 4 年 2 月 10 日（木） 18 時 30 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室（庁議室）

【危機管理監】

会議に入る前に、現在の降雪の状況について手短にご報告いたします。

本日 16 時 5 分、多摩西部に大雪警報が発令をされております。現在の多摩地区の積雪量は 10 センチというふうに報告が上がってきております。

同時刻、都は情報連絡体制を構築し、現在情報収集に努めている最中です。

現在までのところ、鉄道につきましては中央線の一部が運休、道路につきましては、首都高の一部、レインボーブリッジ、東京ゲートブリッジ、あと奥多摩周遊道路が通行止めとなっております。

また、原因不明ですけど、八王子の方で 300 棟ほど停電が発生をしております、現在復旧作業を実施中です。

被害等については現在までのところ確認をされておられません。

以上です。

それでは、ただ今より、第 70 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたします。

まず、都内の陽性者の感染状況について、私の方から報告をいたします。

まず、都内の陽性者数等の状況になります。本日は陽性者 1 万 8,891 名、重傷者 64 名、病床使用率は 57.6%となっています。

次に国の動向です。

1 月 25 日、広島、山口、沖縄 3 県の重点措置の延長、そして、関西 3 府県を始めとする合計 18 道府県についても重点措置の適用が決定をされております。続いて 2 月 3 日には和歌山県が追加、本日政府対策本部が開催され、1 都 3 県を含む 13 都県の重点措置を 3 月 6 日まで延長をするとともに、高知県が重点措置区域に追加をされております。

次に、近隣 3 県における感染状況等になります。

細部の数字は示してあるとおりですけれども、この中で病床使用率をご覧くださいますと、埼玉県が 56.8%、千葉県が 65.6%、神奈川県が 70.49%と高い水準となっております。

次に、各局からの報告に移ります。

まず、「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（案）」について、総務局長からお願いいたします。

【総務局長】

はい、それでは、「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置（案）」につきましてご説明申し上げます。

国は本日、都へのまん延防止等重点措置を延長することを決定いたしました。これを受けて、都としてのまん延防止等重点措置（案）をご説明いたしますが、まず対象となる区域でございます。都内全域が対象となります。期間は2月14日0時から3月6日24時までといたします。

続きまして、重点措置期間内における要請等について説明をいたします。

まず、都民向けの要請でございます。

不要不急の外出は自粛し、混雑している場所や時間を避けて行動すること、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと等を要請いたします。

続いて、事業者向けの要請でございます。

飲食店等への要請でございますが、認証店につきましては、21時までの営業時間の短縮、酒類の提供・持込を20時までとすること、又は20時までの営業時間の短縮、酒類の提供・持込を行わないことのどちらか一方を選択するよう要請いたします。また、1グループ、同一テーブルへの案内を4人以内とすることを要請します。ただし、「対象者全員検査」制度を活用し、全員の陰性の検査結果を確認した場合には、1グループ、同一テーブルへの5人以上の案内を可といたします。

一方、非認証店につきましては、20時までの営業時間の短縮、酒類の提供・持込を行わないこと、1グループ、同一テーブルへの案内を4人以内とすることを要請いたします。

続いて、その他の施設への要請でございますが、イベントを開催する場合、規模要件に沿って施設を使用すること、長時間に及ぶ飲食・飲酒など、感染リスクの高い行動を避けることについて、利用者への注意喚起を図ること等を要請いたします。

学校について、基本的な感染防止策実施を要請いたします。また、大学等については、基本的な感染防止策の実施、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動を制限又は自粛すること等を要請いたします。

イベントの開催制限については、イベント主催者等に対して、表に記載のとおり、規模要件に沿ったイベントの開催などを要請いたします。

最後に、職場への出勤等でございます。

業務継続の観点からも、出勤者数の削減の目標を定め、テレワークの活用や休暇取得の促進等の取組を推進することを要請いたします。

また、例示にございますような事業の継続が求められる事業者に対し、BCPの再点検を行うこと、未策定の場合は早急に策定することを依頼をいたします。

なお、本日開催いたしました感染症対策審議会において、まん延防止等重点措置（案）について「妥当」とのご意見を頂戴しております。

説明は以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、「医療提供体制の強化」、他について、まずは福祉保健局長からお願いいたします。

【福祉保健局長】

はい、私から医療提供体制についてご報告いたします。

まず、「医療提供体制」の強化についてでございます。医療提供体制全体を示した表でございます。

病床ですとか感染拡大時療養施設などの医療提供体制の拡充部分については、後ほど詳細をご説明いたします。

検査体制につきましては、これまで特別養護老人ホームや障害者支援施設などの入所施設を中心に実施してきた集中的検査の対象を、通所系・訪問系の高齢者施設の事業所職員や小学校・保育所職員などに拡大し、1日約10万件以上の検査が可能な体制としております。

また、濃厚接触者の検査体制を確保するため、濃厚接触者に1日4万件の検査キットの配布を開始しております。加えて、実施してまいりました無料検査の実施期間も3月6日まで延長することとしております。

続いて、自宅療養体制についてでございます。

発熱相談センターにつきましては順次体制を強化しておりますが、2月当初、200回線であったところを明日から280回線に拡充いたしまして、さらなる増強を図ります。

オミクロン株の感染の重点対策であります高齢者への対策、子供への対策、ワクチン接種につきましては、後ほど詳しく別の資料でご説明いたします。

「オミクロン株の特性に対応した臨時の医療施設等」について、ご説明いたします。

入院者が増加する中で、特に重症化リスクの高い高齢者や不安を抱える妊婦への医療提供体制を維持するため、国と連携いたしまして、新たに臨時の医療施設等を660床整備いたします。

具体的には、3つの類型がございます。

1つ目は、品川プリンスホテル・イーストタワー、ファーイーストビレッジホテル東京有明で、中和抗体薬の投与に加えまして、中等症Iの方に対しまして、ベッドサイドモニターを活用した患者のケアなどの医療機能を付加した「多機能型」施設としてまいります。

2つ目は、荒川区の旧東京女子医大 東医療センターや都立・公社病院などで、高齢者施設で多数の感染者が発生した場合の往診、治療の拠点として、「高齢者医療・介護支援型」の施設としてまいります。

3つ目は、ファーイーストビレッジホテル東京有明や都立・公社病院などにおいて、不安を抱える妊婦の方に対応していくため、主治医と連携しながらサポートする「妊婦支援型」施設でございます。

これらの臨時の医療施設は順次開設いたします。確保病床数といたしましては、現在の約

6,900床から310床増加して約7,200床を確保してまいります。国に対しては、昨日、知事から医師や看護師の医療人材の派遣を直接要請しております。

このように、オミクロン株の感染拡大に医療現場の実態に応じた形での備えを講じてまいります。

次に、「オミクロン株の特性を踏まえた重点対策」、まず高齢者でございます。

本日のモニタリング会議でも、専門家の先生方から、「65歳以上の高齢者や10代以下の感染者が増加」、あるいは「高齢者施設、学校、保育園などにおいて、多数の集団発生事例が確認」、「高齢者を中心に重症者や入院患者も増加」しているとの報告がございました。

国においても基本的対処方針を見直し、高齢者施設や学校等での感染対策に関する記述が追加されております。都としては、既に高齢者と子供にフォーカスした対策を進めているところでございますが、更に強化をしております。

まず、オミクロン株の特性を踏まえた高齢者の方への重点対策でございます。

高齢者への医療提供として、往診調整支援班の体制を強化いたしまして、1月24日から運用を開始しております。既に28件の高齢者施設、合計189人の方への往診を実施しているところでございます。

施設の事業継続支援として、感染拡大で運営継続が困難な施設への人的応援体制を強化してまいります。具体的には、都が人材派遣会社と契約し、施設に介護職員等を派遣する取組を本日から開始しております。

感染予防対策といたしましては、先ほど申し上げた集中検査の対象を拡大するとともに、2月3日から都の大規模接種会場で高齢者施設の職員へのワクチン追加接種を開始しております。

また、移動が困難な高齢者施設の入所者などに対しまして、ワクチンバスを派遣いたします。2月14日から、葛飾区、江東区、福生市、清瀬市、府中市、小平市の自治体から事業を開始いたしまして、機動性を生かして、複数の施設で1日100名から200名の接種を行います。接種体制といたしましては、医師や看護師等により2チームを編成して運用を行ってまいります。

今後、さらにこれらの取組を広げてまいります。

私からは以上でございます。

【危機管理監】

続いて産業労働局長お願いいたします。

【産業労働局長】

「オミクロン株の特性を踏まえた重点対策」、高齢者に関して1点ご報告いたします。

高齢者を感染から守るためのホテルや旅館の利用に向けた支援についてでございますけれども、現在、宿泊事業者を募集するなど、2月21日月曜からご利用いただけるよう取組

を進めているところでございます。

以上でございます。

【危機管理監】

引き続き福祉保健局長お願いいたします。

【福祉保健局長】

はい、オミクロン株の特性を踏まえたもう一つの重点対策の柱でございます子供への対策でございます。

現在行っておりますベビーシッターを活用した保育園児の一時預かりの対象を小学生にも拡大し、学童クラブの休園にも対応してまいります。また、親が陽性になった場合には、子供を一時的に預かる施設を用意してまいります。

親子で感染し、他の家族への感染を防ぐ必要がある場合には、先ほど申しあげました有楽町と立川の臨時の医療施設などで受入れを行ってまいります。

さらに、感染対策のリーフレットをオミクロン株に対応した形で改訂いたしますとともに、保育士、ベビーシッターへの集中検査やワクチン接種の加速化、クラスターが発生した保育施設等に感染対策支援チームが助言するなど、感染予防の取組を進めてまいります。

また、保育所等が休園時における代替保育の支援についてでございます。保育園が休園となった場合は、公民館や児童館などで子供を受け入れる環境を区市町村が確保した場合、それに対する財政支援を行ってまいります。この取組により、子供の預かり先の確保を促進しまして、保護者の就業継続を支援してまいります。

また、有楽町、立川の感染拡大時療養施設の受入れ対象を重症化リスクのない軽症者や、学生寮など共同生活を送る施設内感染の恐れがある方に対象を拡大してまいります。

看護師等が身近にいる環境で安心して療養を送りたいご家族の方についても、引き続き受入れを行ってまいります。

次に、ワクチンの都としての大規模接種会場についてでございます。

3回目のワクチン接種については、都の大規模接種会場である三楽病院は今週火曜日から開始しているところでございます。乃木坂会場につきましては、明日金曜日から開始してまいります。

高齢者等施設を含みます教育・福祉関係者等のエッセンシャルワーカーを対象としているところでございまして、今後も大規模接種会場の設置をさらに進めてまいります。

次に、本日から、TOKYOワクションへの3回目の接種記録の登録を開始してまいります。

登録すると、アプリに大きく「3回接種済み」と表示され、画面を見れば3回接種していることを示すことができます。

ぜひ3回目の接種をご検討いただき、接種後はTOKYOワクションへの登録をお願い

したいと考えております。

人数制限の緩和等へのTOKYOワクシヨンの活用につきましては、今後検討してまいります。

次に、今回の体制強化を含めまして、保健・医療提供体制の全体像となっております。

今回の新たな取組であります、濃厚接触者への検査キットの配布や、「医療機能強化・多機能型」等の臨時的医療施設の整備につきまして、全体像に追加を記載してございます。

次に、とりわけ、オミクロン株への対策について重要なポイントになっております「自宅療養者のフォローアップ体制」についてでございます。

医療機関、保健所、フォローアップセンター、うちさぼ東京が、それぞれの患者の症状やリスクに応じ分担しながら、必要な方に必要なフォローがしっかりできるよう、体制を構築しております。

その成果でございますが、昨日開催されました国のアドバイザリーボードで、西浦先生の資料からでございますが、健康観察の端緒となりますハーススの入力遅れ、これが都では発生していないと、このようなことが明らかになって報告されております。フォローアップセンターの体制強化やうちさぼ東京とともに、医師会、保健所の皆様のご協力で、オミクロン株による感染急拡大の局面におきましても、都内の保健所がしっかり機能していると、このように考えてございます。

私から以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次に、「学校における対策の強化」について教育長からお願いいたします。

【教育長】

はい、学校の対応についてでございます。

学校におきましてもクラスターが発生し、児童生徒の感染が拡大してございます。そのため、感染性が高いと言われるオミクロン株の特性を踏まえまして、新たに手引きを改訂しまして、周知をしました。

また、教職員への感染も拡大しておりますことから、教職員への大規模接種会場におきましてワクチン3回目接種や定期的な検査を推進してまいります。

また、学校運営を継続するための緊急的な対応としまして、スクールサポートスタッフやICT支援員の活用など、人的支援を強化してまいります。

こうした対策に加えまして、地域や学校の感染状況に応じて、分散登校とオンライン授業の組み合わせによりますハイブリッド型の学習形態の実施などにより学校運営を継続し、学びの場を確保してまいります。

以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございます。

次に、「飲食店等に対する協力金」他について産業労働局長お願いいたします。

【産業労働局長】

はい、3点報告させていただきます。

まず協力金ですが、まん延防止等重点措置を延長する2月14日月曜日から3月6日日曜日までの間、全面的にご協力いただいた飲食店等に対して、売上高に応じ1店舗当たり、中小事業者には52万5,000円から420万円、大企業には上限420万円の支給を行います。詳しい内容は決まり次第、改めてお知らせをいたします。

続いて、「社会を止めない」対策についてです。

企業等の皆様には、社会活動を維持し、従業員の感染機会を減らすため、職場での基本的な感染防止対策などを改めて徹底していただきたいと考えております。また、出勤者数の削減目標を定め、テレワークの一層の活用や休暇取得の促進を図ることも必要でございます。これらについて、経済団体を通じて要請をしております。

都においては、週3日・社員の7割以上のテレワークを実施した企業に、最大50万円の奨励金を支給しているところでございます。今回、その取組期間について、2月末となっておりますところを3月末までに延長をいたします。

また、社会活動の維持のためには、企業のBCP、事業継続計画が重要となることから、この支援についても拡充をしております。

既に今月から、ホテルで宿泊しながらテレワークをする取組へのサポートとして、1日当たり200室を提供しておりますが、2月14日より300室にこれを増やします。

さらに、日々の食料品を提供する中小のスーパーやコンビニで働き手を確保できるよう、人材派遣を活用した支援を行っております。この事業の申込み期間を、重点措置に合わせて延長をいたします。

こうした取組によりまして、事業者の皆様を引き続きサポートしてまいります。

以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

本日の報告は以上と伺っておりますけれども、この他に、Web参加の方も含めましてご発言のある方いらっしゃいますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは最後に、本部長からご指示をいただきたいと思います。お願いします。

【本部長（知事）】

皆さんご苦労様でございます。

先ほど、政府対策本部会議、開催されまして、1都3県含みます13都県を対象として、「まん延防止等重点措置」を3月6日の日曜日まで延長することが決定されました。

現在の感染状況等を踏まえすと、こうした国の決定もやむを得ない、このような認識をいたしております、これを受けて、都の「重点措置」期間を延長をすることといたします。

都民、事業者の皆様、医療従事者の皆様を始めとする社会活動の基盤を支える皆様方におかれましては、この間、多大なご協力、ご尽力を賜ってまいりました。改めて感謝を申し上げます。

都としましても、医療提供体制の強化や社会活動の維持に向けて総力を挙げて対策を講じているところでございますが、これらの取組の根底にある考え方は、「都民の皆様の大切な命と暮らしを守る」ということにつきます。

都民、事業者、行政、それぞれが持てる力をすべて発揮する、力をまとめて「総力戦」で、「感染をとめる。社会はとめない」を推し進めてまいりたいと思います。

具体的な内容については、関係局長から先ほどご説明、報告があったとおりでございます。

この後、都民・事業者の皆様に対しまして、改めての呼びかけを行います。

そして、各局の皆さんにおいては、引き続き連携を密にして、全庁一丸となって対策に取り組んでください。

よろしく申し上げます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして、第70回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。